

1 ホットラインの導入

平成29年6月1日～(平成29年度水防計画書に明記)

2 基本方針

○洪水予報河川(3河川)・水位周知河川(38河川)・県管理ダム(治水容量のある14ダム)を対象に行う。

○洪水予報河川については、以下の事象が発生したときに行う。

- ①避難判断水位(レベル3)に達し、氾濫警報を発表したとき。
【避難準備・高齢者等避難開始の目安】
- ②氾濫危険水位(レベル4)に達し、氾濫危険警報を発表したとき。
【避難指示の目安】
- ③氾濫が発生し、氾濫特別警報を発表したとき。

○水位周知河川については、以下の事象が発生したときに行う。

- ①避難判断水位に達したとき【避難準備・高齢者等避難開始の目安】
- ②氾濫危険水位に達したとき【避難指示の目安】
- ③氾濫が発生したとき。

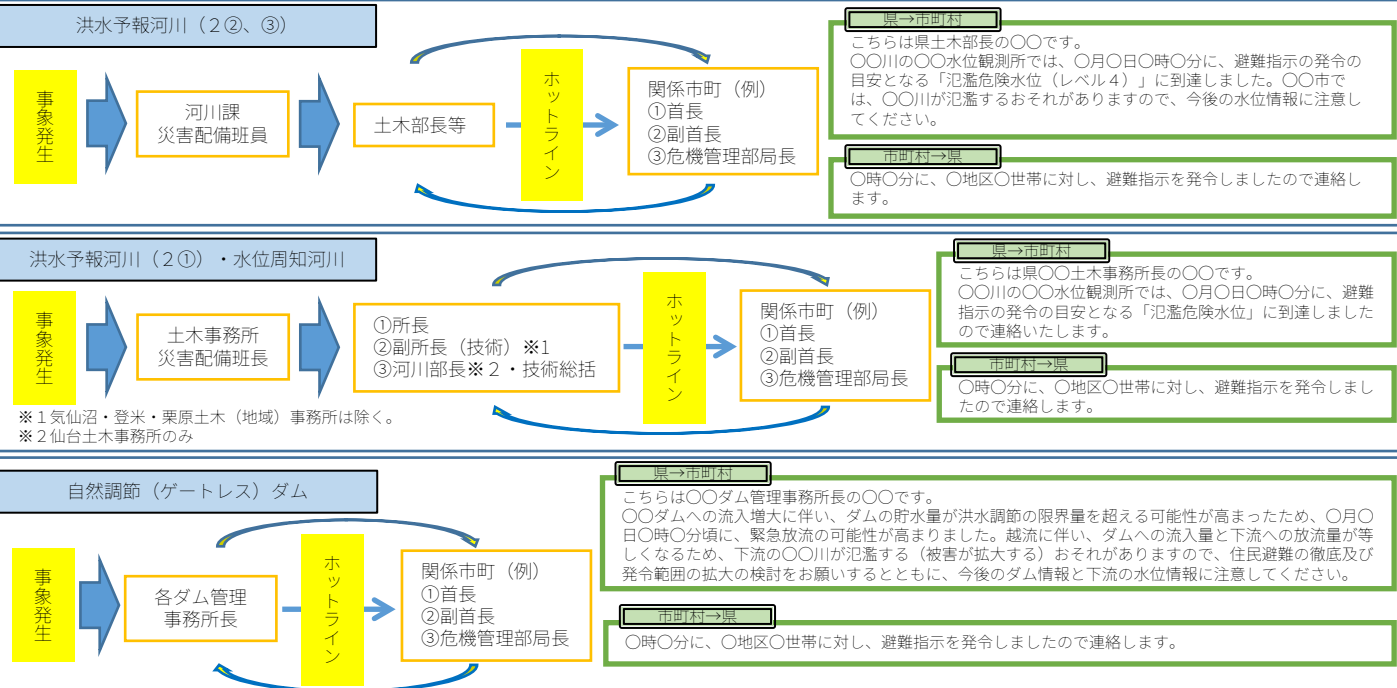
○異常洪水時防災操作を行うダムについては、以下の場合に通知を行う。

- ①緊急放流(異常洪水時防災操作)の3時間前
- ②緊急放流(異常洪水時防災操作)の1時間前
- ③緊急放流(異常洪水時防災操作)開始時

危険度のレベル	水位	洪水予報河川 水防法第10条、11条	水位周知河川 水防法第13条	水防法に明記
5	氾濫の発生	【ホットライン】 ○〇川 氾濫特別警報 氾濫発生情報	【ホットライン】 ○〇川 氾濫発生情報	<ul style="list-style-type: none"> ・市町村の避難指示の発令判断の目安 ・住民の避難判断の参考となる水位 ・市町村の避難準備・高齢者等避難開始等の発令判断の目安 ・住民の避難に関する情報への注意喚起 ・水防団の出動の目安
4	氾濫危険水位	【ホットライン】 ○〇川 氾濫危険警報	【ホットライン】 ○〇川 氾濫危険情報	
3	避難判断水位	【ホットライン】 ○〇川 氾濫警報	【ホットライン】 ○〇川 氾濫警戒情報	
2	氾濫注意水位	○〇川 氾濫注意報		
1	水防団待機水位			

※氾濫危険水位以外の水位でも監視発表している河川あり

3 ホットラインの連絡体制



4 仙台湾圏域におけるホットライン構築状況

河川名	対象市町村	避難判断水位(レベル3)	氾濫危険水位(レベル4)	氾濫発生(レベル5)
洪水予報河川	七北田川(市名坂)	仙台市、多賀城市、利府町	部長→首長	部長→首長
水位周知河川	七北田川(小角)	仙台市	所長→首長	所長→首長
	梅田川(苦竹)	仙台市	所長→首長	所長→首長
	砂押川(八幡橋)	仙台市、多賀城市、利府町	所長→首長	所長→首長
	高城川(高城)	松島町	所長→首長	所長→首長
	鶴田川(鶴田崎)	大崎市・大郷町	所長→首長	所長→首長
避難情報の目安		(高齢者等避難)	(避難指示)	(緊急安全確保)

ダム名	河川名	対象市町
自然調節(ゲートレス)ダム	七北田ダム	仙台市・多賀城市
	惣の関ダム	利府町・多賀城市